

第4次大崎市男女共同参画推進基本計画（中間案）に対する意見募集 （パブリックコメント）実施要項

1 計画の趣旨・概要

市では、第4次大崎市男女共同参画推進基本計画について、令和6年度から令和12年度までの7年間を計画期間として策定します。

これまで大崎市男女共同参画推進審議会で検討を行ってまいりました中間案について、市民の皆様からの意見を募集します。

2 中間案の公表方法

(1) 市ウェブサイトでの閲覧

(2) 窓口での閲覧

- ・ 市政情報センター（市役所本庁舎1階）
- ・ 市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）
- ・ まちづくり推進課（市役所本庁舎3階）

3 募集対象者

市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

4 意見の提出期間

令和6年1月12日（金）～1月31日（水）

5 意見の書き方

意見書の様式は自由です。中間案に対する意見と氏名または事業所名称、住所または事業所の所在地、連絡先（電話番号・Eメールアドレスなど）を記入してください。

なお、参考様式を用意していますので、必要に応じてご活用ください。

※匿名での問い合わせや電話での意見には応じられません。

6 提出方法

(1) 持参の場合

まちづくり推進課または各総合支所地域振興課に月～金曜日の
8時30分～17時15分まで提出

(2) 郵送の場合

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号
大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室 宛
※1月31日付の消印まで有効

(3) ファクスの場合

ファクス番号0229-23-2427に送信

(4) Eメールの場合

件名を「第4次大崎市男女共同参画推進基本計画への意見」とし、ま
ちづくり推進課 (machi@city.osaki.miyagi.jp) に送信

(5) 市ウェブサイトの応募フォームの場合

二次元コードを読み取り、意見を入力
応募フォームの開設期間は、応募期間と同様

7 意見の反映

第4次大崎市男女共同参画推進基本計画（中間案）に対する意見は、計画策
定の参考とさせていただきます。

なお、提出された意見に対する個別の回答はしません。